

令和5年5月8日

保護者 各位

袖ヶ浦市立中川幼稚園
園長代理 鵜田 道雄

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更に伴う
教育活動等の見直しについて

日頃より、本園の教育活動にご理解・ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、5月8日より感染症法上の位置づけが5類へ移行することとなります。

このことを受け、袖ヶ浦市教育委員会より、幼稚園における感染症対策について変更点などの連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、幼稚園としては、子どもたちの安心・安全な学校生活を保障することについての変わりはありません。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

変更点

- 1 これまでご家庭にお願いしていた、毎朝の検温と報告、家庭内に感染者等
のいる場合の欠席へのご協力などの新型コロナウイルス感染症への特別な
対応については、園としてはお願いしません。
※健康カードの記入は本日で終了となり、カードは園でお預かりしました。
- 2 幼稚園の教育、行事、昼食などの教育活動においては、新型コロナウイルス
感染症が流行する以前に行われていた活動を基本とします。
- 3 マスクの着用については、ご家庭・個人の判断となりますが、お子さんの
体調や感染状況によっては、マスクの着用をお願いすることもあります。
- 4 本人や同居家族に基礎疾患があるなどのやむを得ない事情があり、新型コ
ロナウイルス感染症に不安を感じて学校を休む場合については、園へご相
談ください。

5 新型コロナの感染が判明した場合

5月8日以降は、原則、本人が新型コロナの感染が判明した場合のみ出席停止となります。出席停止の期間は、「発症した日を0日(※1)として、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(※2)した後1日を経過するまで」です。また、発症から10日を経過するまでは、できるだけマスクを着用するように心がけてください。

(※1)無症状の場合は、検体採取日を0日目とします。

(※2)「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

6 濃厚接触者の特定の終了について

濃厚接触者の特定は行われなくなります。

例えば、
・同居している家族が新型コロナに感染した園児

- ・園で新型コロナの患者と感染対策を行わずに飲食をした園児であつても、園児に症状がない場合は、行動制限はないので、登園となります。

7 その他

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登園しないようにしてください。